

○松沢成文君 日本維新の会の松沢成文でございます。

両大臣、連日御苦労さまでございます。

私がこれまで何度か取り上げてきたこの安保三文書改定に向けての非核三原則の見直し、特に三つ目の持ち込ませずの見直しについては、実は我が党の方でも正式にそれを政府に提言するという形になりました。ですから、今後、政府の方でも我が党の提言も受けて検討していただきたいと思いますので、冒頭、よろしくお願いを申し上げておきたいと思います。

さあ、今日ちょっと時事問題について幾つか伺っていきたいんですけども、去る五月二十八日に日比、日本とフィリピンの首脳会談で、両国は海洋境界の画定に向けた交渉開始に合意したという記事がありました。これは、国連海洋法条約に基づいて、二国間のEEZ、大陸棚の重複を法の支配の下で解決しようという重要な一歩であり、高く評価しています。

ところが、中国が、この対象海域は台湾島の東側にあり、中国のEEZと大陸棚が存在するとして、交渉には中国の参加が不可欠だと、そして絶対に容認しないと、二国でやることを容認しないと反発してきたんですね。日本とフィリピン双方に抗議をしています。

これは、一つの中国というのを口実に、二国間の境界画定に第三国として割り込もうとする不当な主張だと思います。国際法上、重複海域をまず二国間で先行画定するということは確立したこれ実務でありまして、専門家も中国の主張は根拠なしだと指摘をしています。

さあ、そこで外務大臣に伺いたいんですが、政府は中国のこうした主張をどう法的に評価し、反論するんでしょうか。日比の交渉は中国の反発に一切左右されず、国連海洋法条約に基づき毅然として進めるべきだと考えますが、見解と決意を伺います。あわせて、まず、じゃ、そこまで伺います。

○国務大臣（茂木敏充君） 委員御指摘のとおり、五月の二十八日に日・フィリピン首脳会談におきまして、両国間の排他的経済水域及び大陸棚の境界を国際法に従って画定すべく交渉を開始することで一致をいたしました。この交渉は、自由で開かれたインド太平洋の下での国際法に基づく紛争の平和的解決の好例となるものであると、このように考えております。

日本とフィリピンの間で海洋境界画定に合意する場合、その合意は、当事国である日本及びフィリピンの権利義務のみを規定するもので、定めるものでありまして、中国を含め、第三者を法的に拘束するものではなく、国際法上何ら問題はないと、このように考えております。

○松沢成文君 さあ、そこで、もちろんフィリピンと日本でしっかりとこの協議をやって境界を画定する、これ第一段階でいいんですが、次に中国あるいは台湾のこの大陸棚もこれに絡んでいまして、これ協議していかなきゃいけないんですね、要請があるわけですから。さあ、そうなったときに、日本は中国政府とこれ協議するんでしょうか、それとも台湾と協議するんでしょうか。どちらの方向でいくんでしょうか。

○政府参考人（宮本新吾君） お答え申し上げます。

先ほど大臣からも御答弁申し上げましたけれども、今回のこの件は日本とフィリピンの間での海洋境界画定に関するものでございますので、合意する場合には、その合意は当事国である日本とフィリピンの権利義務のみを定めるものでございます。中国を含め、第三者を法的に拘束するものではございませんので、国際法上何ら問題ないと考えてございます。

台湾に関する我が国の基本的立場は、一九七二年の日中共同声明にあるとおりでありまして、このことに関しては随時答弁申し上げておりてございます。

○松沢成文君 何か最後もごもごもごってなっちゃったので分からないんですけど、じゃ、日中共同宣言であるように、今、中国を国として認めているから中国と交渉することになるということでもいいんですね、確認ですけど。

○政府参考人（宮本新吾君） 答弁申し上げます。

今、仮定の問題として、中国又は台湾と今後どうこの境界画定について対応するのかという御質問かなと思いますけれども、現時点で政府として決まっているのは、フィリピンとの間での海洋境界画定に関する交渉を行うということでございます、それ以外の問題に関しましては、仮定の問題ですので、従来の日本の立場を超えて答弁することは差し控えさせていただきます。

○松沢成文君 今、フィリピンとやることだけ決まっているんで、その次のことは言えませんかということだと思うんですが、これ確実に中国も要請してきているところか、これ、艦船出してきていますからね。もう示威行動に入ってきているわけです。

台湾は台湾で、これ漁業協定、中国と結んでいますから、非常にここの海をどうするかって関心があるわけですよ、これ。両方とも、じゃ、我々とも協議してくださいと、必ず近い将来来ますから、外務省としては、どういう方針でいくのか、決めておいた方がいいと思います。これは私の意見です。

さあ、次に、この問題で、中国は交渉合意に反発するにとどまらず、対象海域である台湾の東側で監視活動を活発化させていると報じられています。法的主張だけでなく、力による既成事実化と現状変更の試みが強く懸念されると思います。

この海域は、与那国、与那国島だっけな、波照間島、与那国島でしたっけ、波照間島の至近であり、第一列島線の正面で、それで尖閣諸島を含む南西諸島の防衛と一体的な地域であります。中国が台湾を口実に、台湾東側、すなわち太平洋側の進出を常態化させれば、第一列島線の突破と南西方面への圧力増大に直結しかねないと思います。

そこで、防衛大臣に伺います。

政府は、中国による台湾東側海域での活動の活発化をどのように分析評価しているのでしょうか。海上保安庁と自衛隊による警戒監視を強化し、与那国、波照間を含む南西諸島正面の情報収集、対処体制を一段と固めるべきではないかと思います。あわせて、この海域における日米比の連携、とりわけ共同訓練や情報共有を具体的にどう進めるのか、見解を伺います。

○国務大臣（小泉進次郎君） 今三点御指摘があったと思いますので、お答えさせていただきます。

まず、中国の活動に対する分析、評価であります。

御指摘の活動については、今月一日、中国海警局は、所属船舶が台湾より東側の海域において法執行活動を実施し、この活動が我が国とフィリピンとの間の海洋境界画定交渉の開始に対して取った行動である旨を発表していることは承知をしております。一方で、中国側の意図について予断を持って申し上げることは差し控えたいと思います。

そして海保との連携につきまして、御指摘の警戒監視の強化については、南西地域を含む我が国周辺空域においては、海上保安庁、自衛隊が平素から緊密に連携して情報収集、警戒監視に万全を期しています。海上保安庁では、南西地域を含む我が国周辺海域において領海警備に当たっており、これに加え、自衛隊としても、状況に応じて護衛艦、航空機等を柔軟に運用して事態に即応できる体制を確保しているところです。

政府としては、引き続き、国民の生命、財産、そして我が国の領土、領海、領空と我が国の権利を断固として守るとの方針の下、冷静かつ毅然として対応していく考えです。

また、日米フィリピン、この連携についても、フィリピンとの間においては、共同訓練を始めとする二国間での連携に加え、バリカタンや海上協同活動、MCA等を通じ、日米フィリピンや日米オーストラリア、フィリピン等の多国間における協力も強化をしています。

また、先月の日本・フィリピン首脳会談では、G S O M I Aの交渉を正式に開始することで一致しました。この協定の締結により、両国政府間での有益な情報交換がより一層行われることが期待をされます。

そして、私自身も先月にテオドロ国防大臣と会談を行い、二国間、多国間の防衛協力を更に強化していくことで一致をしました。

防衛省・自衛隊としては、引き続き、共同訓練や情報共有も含め、フィリピンとの防衛協力を深化させ、地域の平和と安定を確保するために尽力をする所存です。

○松沢成文君 この台湾の東側の境界設定という新たな問題がまたここで持ち上がってきたわけですが、私はこの委員会で何度となく尖閣防衛についても取り上げてきているんですね。特に久場島や大正島の米軍の基地、ここで日米の合同軍事訓練をやるべきだと。それは、単に日米の同盟の強化というだけじゃなくて、尖閣諸島は中国のものだと言い張っている中国の論拠を一〇〇%崩せるからなんです。これは日本の領土だと、日本は言っています。そうなんです。なぜならば、アメリカの軍の基地がそこにあって、そこで共同訓練をしているから、あるいは、日米地位交渉上、ここで共同訓練をやりましょう、あるいは、やらないなら返してください、日本が使いたいと、この交渉をすること自体が全世界に、そして中国に、尖閣は紛れもない日本の領土だということを完全に証明できるからなんです。

なぜこれを政府はやらないのかと何度も私は質問をしてきましたが、総合的に判断するということで、ずっと永遠に総合的な判断を検討するみたいなんですけれども、これでは大変厳しい状況だと思います。中国はどんどんどんどん、もう海警含めて尖閣の侵略をサラミ作戦で強化してきていますのでね。

さあ、そこでもう一回、両大臣に伺います。

私は、この日本の領土だということをしっかりと世界に示すためには、政治のトップリーダーが行動で示さなければいけないと思っています。両大臣とも物すごく行動力のある政治家でありまして、私はそういう意味で尊敬をしています。

今、じゃ、尖閣に上陸して、日本の領土だということを旗を立ててこいと言っても、これはなかなか難しいのもよく分かります、政治的に。ただ、自衛隊の艦船やあるいは航空機で、上空から、海上から、この尖閣やあるいは南西諸島の特に台湾の東側、これから問題になります、こういうところをきちっとトップリーダーが視察すること、私はこれが、尖閣は日本の領土だ、あるいは南西諸島は絶対に我々が守り抜くんだという決意表明になるわけですよ。

それを是非ともお二人の大臣、まあ一緒にとは言いませんけれども、やっていただきたいんですが、両大臣、その意思があるかどうかをお聞かせください。

○国務大臣（茂木敏充君） 松沢委員からこれに関する御質問いただくの、多分こ

の二年ぐらいでもう十回ぐらいを数えるんじゃないかなと思っておりまして、それだけ強い問題意識をお持ちなんだろうと、このように考えているところであります。

まず、この久場島、そして大正島を含みます尖閣諸島、歴史的にも国際法上も疑いのない我が国の固有の領土であります。固有の領土であるから、米軍に対して日本国における施設・区域として提供できるわけでありまして、ほかの国の領土であったらそれは提供できないわけですから、このことは明らかなんだろうと、そういうふうに私は考えているところであります。訓練のいかんにかかわらず、提供できている事実そのものが、日本の領土である、このことを示しているということだと思っております。

私が尖閣諸島を視察するか否かにかかわらず、政府としては、国民の生命、財産、そして尖閣諸島を含みます我が国の領土、領海、領空を断固として守り抜くとの決意の下、冷静かつ毅然と対応していくことに変わりはないと考えております。大臣就任前には、実際に私も視察をしております。

○国務大臣（小泉進次郎君） 今、茂木大臣からは、このテーマについて松沢委員から約十回という話がありましたが、防衛省の確認したところによりますと、令和六年五月から防衛省に対しては八回にわたり御指摘をいただいているというふうに承知をしております。茂木大臣にはもっとなんだろうと思います。

そして、視察についても今御指摘がありましたけれども、現時点で具体的な予定はありませんが、政府の立場に基づいて適切に判断してまいります。

その上で、尖閣諸島周辺を含む海域では、海上保安庁、自衛隊が連携して警戒監視等に万全を期しており、これらの状況については防衛大臣として随時報告を受け、必要な指示を行っております。

また、我が国の領土、領海、領空を守るという重責を担う防衛大臣として、部隊に対して的確に指示を出すためにも、現場に足を運び、それぞれの任務にいそむ隊員一人一人と直接言葉を交わすことは重要だと考えます。私は、昨年十一月と本年一月に沖縄を訪問し、陸海空の部隊や石垣海上保安部などを視察をし、厳しい安全保障環境に対応する自衛隊員や、領海警備を含む海の安全の確保に従事している海上保安官の皆様とも意見交換をし、現場の状況を把握をしております。

今後もこうした考えの下、現場の状況把握と隊員の激励のため、部隊視察を可能な限り積極的に行ってまいります。

○委員長（里見隆治君） 時間ですので、おまとめください。

○松沢成文君 両大臣、ありがとうございました。相当しつこいですけど、こういう性格なので、お許しいただきたいと思います。

委員長、私何度も委員長にもお願いしていますが、是非ともこの参議院の外交防衛委員会で、艦船かあるいは航空機からの尖閣並びに先島諸島、あるいは台湾の東側の今問題になっている区域、これは是非とも、国会議員の国政調査権として是非とも視察を組んでいただきたい、そのことを理事会で御検討いただきたくお願いを申し上げて、質問を終わります。よろしくお願いします。

○委員長（里見隆治君）　ただいまの件につきましては、後刻理事会において協議いたします。